

第1章

安全・安心できれいなまち

1-1 消防・防災



目的と方針

あらゆる災害に強いまちづくりを進めるため、総合的な消防力の向上と防災・減災体制の一層の強化を図ります。

現状と課題

本市の消防体制は、桑折町、国見町、川俣町との1市3町で構成する「伊達地方消防本部」による広域的な常備消防と、「伊達市消防団」による非常備消防からなり、これまで互いに連携しながら消防力の強化に努めてきました。

しかし、消防団員数は、少子高齢化による若年層の減少や就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等から減少が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、消防団の活動には一定の制限がかかり、特に必要な訓練が不足するケースも見込まれます。

このため、広域的な連携による常備消防・救急体制の充実を進めながら、時代に即した消防団の活性化対策を推進し、総合的な消防力の向上を進めていく必要があります。

また、全国各地で大雨や地震等による大規模災害が相次ぎ、人々の防災に対する関心がさらに高まっています。

本市では、過去の災害の教訓を踏まえ、防災・減災体制の充実を積極的に進めてきました。

近年では、防災行政無線の充実や防災アプリの構築、防災倉庫の整備、防災マップの見直し、自主防災組織や防災士の育成などに取り組んできました。

今後とも、「伊達市地域防災計画」をはじめとする防災関連計画・マニュアル等の見直しを適宜行いながら、総合的な防災・減災体制の強化を進めていく必要があります。

主な取組

1-1-1 常備消防・救急体制の充実

広域的な連携のもと、職員の資質の向上や施設・装備の充実を進め、「伊達地方消防本部」による常備消防・救急体制の充実を図ります。

1-1-2 消防団の活性化

時代に即した消防団の活性化対策として、機能別消防団員を含めた団員確保対策の充実、団員の資質向上、施設・装備の充実、処遇の改善、常備消防との連携強化に努めます。

1-1-3 消防水利の整備

火災や災害の発生に備え、消火栓や防火水槽などの消防水利の整備・更新を計画的に推進します。

1-1-4 総合的な防災・減災体制の確立

- ① 災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、「伊達市地域防災計画」をはじめ、各種防災関連計画・マニュアル等の見直しを適宜行います。
- ② 市民の防災意識・知識の向上に向け、広報・啓発活動の充実、防災訓練や各種研修会への参加促進に努めます。
- ③ 災害時の情報伝達体制の強化に向け、防災行政無線による情報伝達に加え、防災アプリの周知・活用促進、ホームページやSNS※12、登録制メールの活用等を図ります。
- ④ 避難所・避難路の周知徹底をはじめ、避難所における備蓄食料・資機材の整備・更新や避難所運営体制の充実を図ります。
- ⑤ 災害発生時に備え、他自治体や企業、団体等との協力体制の強化を図ります。

1-1-5 地域防災力の強化

- ① 地域ぐるみの防災体制の強化に向け、地域防災の要となる自主防災組織の組織化及び活動支援、防災士の育成支援に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等の災害時の避難に支援を要する市民の避難支援体制の強化に向けた取組を進めます。

1-1-6 治山・治水対策の促進

- ① 土砂災害や洪水等による被害を防止するため、ハザードマップ※13等で危険箇所の周知を行います。
- ② 土砂災害を未然に防止するため、県と連携し、危険区域に指定された箇所の治山対策を促進します。
- ③ 国・県などの関係機関と連携し、一級河川の流域全体における総合的な防災・減災対策を促進します。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
消防団員の充足率 (定数に対する団員数の割合)	%	74.9	100.0
自主防災組織の組織率 (自主防災組織に加入している世帯の割合)	%	61.9	74.0

関連する主な計画

- 伊達市地域防災計画（令和4年度見直し）
- 伊達市国土強靱化地域計画（令和2年度～令和6年度）
- 伊達市業務継続計画（令和4年度策定）
- 伊達市受援計画（令和4年度策定）

※12 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

※13 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したもの。

1-2 放射線対策



目的と方針

放射線への不安がない、安全に安心して暮らせるまちづくりに向け、情報提供や相談、農産物の風評払拭に向けた取組など、放射線対策を継続して実施します。

現状と課題

平成23年の東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から10年以上が経過しましたが、今もなお放射線に対する不安が残っています。

本市においても、震度6弱の揺れに見舞われ、様々な分野で多くの被害が発生しました。

また、この地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が飛散し、多大な影響を及ぼしました。

このような中、本市では平成23年度に、東日本大震災からの早急な復旧と、震災を契機としたさらなる発展に向け、「伊達市復興ビジョン」と、これに基づく「伊達市復興計画」を策定しました。

本市では、この計画に基づき、生活や産業の復旧に必要なインフラの整備のほか、放射線対策として、除染作業や健康管理対策、地場産品の風評払拭に向けた取組などを積極的に進めてきました。

これらの取組により、復興は着実に進んできましたが、引き続き国・県等と連携を図り、放射線対策を継続的に実施していく必要があります。



主な取組**1-2-1 情報提供・相談等の推進**

- ① 放射線に関する市民の理解を一層深めるため、関係機関と連携し、情報提供を行います。
- ② 児童生徒に対し、放射線に対する正しい知識に基づいて適切な行動を行うことができる力や市の現状を説明できる力を育む放射線教育を推進します。
- ③ 自主的に市外へ避難している人に対し、関係機関と連携し、生活支援情報の提供や必要な支援を行います。
- ④ 市民の放射線に関する相談に対応するため、「伊達市放射能相談センター」による相談支援を行います。

1-2-2 検査・測定等の実施

- ① 関係機関と連携し、農産物の放射性物質の検査や環境中の放射線量の測定・モニタリングを実施し、広報紙やホームページで公表を行います。
- ② 農産物の風評払拭に向け、本市農産物のPR活動や販売促進活動等を積極的に展開します。
- ③ 外部・内部被ばく検査では、今までの検査結果により線量が年々低下していることが確認されていますが、今後も測定を継続していきます。

1-3 交通安全・防犯・消費者対策



目的と方針

交通事故や犯罪のないまちづくりに向け、関係機関・団体や市民と連携し、交通安全・防犯体制の強化を図るとともに、近年の環境変化に即した消費者対策を推進します。

現状と課題

近年、交通事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、死者に占める高齢者の割合が高く、その対策が課題となっています。

本市では、交通事故の未然防止に向け、警察や交通安全協会等の関係機関・団体や市民と連携し、交通安全運動や交通安全教育の実施、カーブミラーなどの交通安全施設の整備等に努めています。

このような中、本市における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、今後とも、誰もが交通事故を起こさない・交通事故にあわない環境づくりに向け、交通安全対策の強化が必要です。

また、近年、犯罪の認知件数は全国的に減少傾向にありますが、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、防犯対策の重要性が高まっています。

本市では、犯罪の未然防止に向け、警察や防犯協会等の関係機関・団体や市民と連携し、地域防犯活動を展開しています。

しかし、犯罪発生件数は横ばい傾向にあり、市民の防犯意識の高揚や地域防犯体制の強化を進めていく必要があります。

一方、高齢化の進行やデジタル化の進展等に伴い、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本市では、広報紙やホームページ、出前講座等を活用した消費者教育・啓発を行っているほか、「伊達市消費生活センター」において相談を受け付けていますが、近年の環境変化を踏まえながら、引き続きこれらの取組を積極的に進めていく必要があります。



主な取組

1-3-1 交通安全意識の高揚

交通安全意識の一層の高揚に向け、関係機関・団体や市民と連携し、各年齢層に応じた交通安全教育や交通安全に関する広報・啓発活動の効果的推進、地域ぐるみの交通安全運動の促進に努めます。

1-3-2 交通安全施設の整備

- ① 安全な道路環境づくりに向け、危険箇所の点検・調査を行い、交通安全施設の整備を行います。
- ② 関係機関が管轄する交通安全施設について、整備されるよう要請していきます。

1-3-3 防犯意識の高揚

防犯意識の一層の高揚に向け、関係機関・団体や市民と連携し、防犯に関する広報・啓発活動の効果的推進、地域ぐるみの防犯活動の促進に努めます。

1-3-4 消費者意識の高揚

市民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、様々な情報媒体を活用した消費者トラブルに関する最新情報の提供、出前講座の実施による消費者教育・啓発を推進します。

1-3-5 相談体制の充実

「伊達市消費生活センター」による相談体制の充実に向け、相談員のスキルアップ、消費者トラブルに関する情報の収集・共有を図ります。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
交通安全施設（カーブミラー）整備件数	件	13	16
防犯啓発活動件数（防犯協会連合会）	件	11	16
「伊達市消費生活センター」 出前講座開催回数	回	37	45

関連する主な計画

■第11次伊達市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）

1-4 環境保全



目的と方針

内外に誇りうる環境共生のまちづくり、カーボンニュートラル※14の実現・脱炭素社会の形成を進めるため、身近な自然環境から地球環境までを視野に入れた環境保全施策を積極的に推進します。

現状と課題

地球温暖化が一層深刻化する中、多くの国が協調して温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めており、わが国においても、令和32年までにカーボンニュートラルを実現するという目標を掲げています。

本市においては、公共施設への太陽光発電システムの設置や家庭における蓄電池設備の設置支援など、再生可能エネルギーの導入を進めてきました。

しかし、カーボンニュートラルの実現・脱炭素社会の形成を進めるためには、これまで以上の強力な事業展開が求められます。

身近な生活環境については、工場などを発生源とした従来からの公害苦情のほかに、生活様式の多様化による個人のモラルやマナーに起因する苦情が増えてきており、市民が健康で快適に生活できる環境を維持することが必要です。

また、近年、犬や猫などの動物を家族の一員として飼育する家庭が増えるなど、動物は人々の生活の中で重要な存在となっていますが、一方で、動物の安易な飼養や放棄、虐待などの問題も生じていることから、動物愛護意識の普及・啓発が必要です。



※14 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

主な取組

1-4-1 地球温暖化対策の推進

- ① カーボンニュートラルの実現・脱炭素社会の形成に向け、公共施設における温室効果ガスの排出削減、家庭や事業所への波及に向けた啓発等を行います。
- ② 公共施設への太陽光発電システムの設置や家庭における蓄電池設備の設置支援、市の豊かな環境資源などを活かした再生可能エネルギーの導入検討を行います。

1-4-2 公害等環境問題への適正な対応

事業所及び個人等における騒音・振動・悪臭や野焼き等について、関係機関とも連携し、法令に基づく適切な指導等を行い、市内の良好な環境を保全します。

1-4-3 環境保全意識の高揚と市民との協働による実践活動の推進

市民の環境保全意識の高揚に向け、環境教育や環境に関する広報・啓発活動を行い、河川クリーンアップ作戦など市民との協働によるまちの美化に向けた取組を推進します。

1-4-4 動物の愛護及び適正飼養の促進

動物の愛護及び適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さを理解してもらい、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努めます。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
再生可能及びクリーンエネルギー機器、次世代自動車の導入にかかる補助金の交付件数	件	20	142
公害苦情件数	件	21	10

関連する主な計画

■第2次伊達市環境基本計画（令和3年度～令和12年度）

1-5 ごみ処理



目的と方針

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向け、広域的な連携のもと、ごみの減量化・資源化に努めます。

現状と課題

地球規模で環境保全意識が高まる中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本市のごみ処理は、桑折町、国見町、川俣町との1市3町で構成する「伊達地方衛生処理組合」で広域的に行っており、本市に設置された清掃センターで焼却処理や資源化等を行っています。

本市ではこれまで、広報・啓発活動の推進や資源の集団回収の支援等を通じ、ごみの分別排出やごみの減量化、3R※15の促進に努めてきました。

また、廃棄物不法投棄監視員による定期的な見回りなどにより、ごみの不法投棄の防止に努めてきました。

しかし、ごみの排出量は依然として減少せず、令和2年の一般廃棄物処理事業実態調査によると、本市の1人1日当たりの排出量は、福島県内13市の中で最も多くなっています。

今後は、このような状況を踏まえ、ごみの分別の徹底や減量化、3Rの促進に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指す必要があります。

また、引き続き不法投棄対策の強化を図り、ごみのないきれいなまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、廃棄物を安全に処理する一般廃棄物処理施設を適正に維持管理していくことが重要ですが、「伊達地方衛生処理組合清掃センター」は稼働開始から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、新たなごみ処理施設の整備に向けた取組が必要となっています。

近年、まだ食べられる食品が生産・製造・販売・消費等の各段階において日常的に廃棄される「食品ロス※16」が社会問題となっています。

このような中、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に向けた取組が求められています。

※15 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）。

※16 まだ食べられるのに捨てられている食品。

主な取組

1-5-1 ごみの減量化・資源化の推進

広報・啓発活動の推進等による市民のごみ分別の徹底、市民による資源の集団回収の支援、粗大ごみのリユース促進に向けた「リユース宝市」の開催などにより、市民や事業者の自主的な3Rを促進します。

1-5-2 ごみ収集運搬・処理体制の充実

- ① 発生した廃棄物が適正に処理されるよう、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保に努めます。
- ② 広域的な連携のもと、「伊達地方衛生処理組合」におけるごみ処理体制の維持、必要な規模と能力を備えた新たな施設の整備に取り組みます。

1-5-3 ごみの不法投棄の防止

ごみのないきれいなまちづくりに向け、広報・啓発活動や廃棄物不法投棄監視員による定期的な見回りの一層の充実を図り、ごみの不法投棄や空き缶などのポイ捨ての防止と適正処理に努めます。

1-5-4 食品ロス削減の推進

市民一人ひとりが「食の大切さ」や「もったいない」という認識を持ち、食品ロス削減に取り組むよう、市民意識の醸成を図り、市内の飲食店などの事業者に対しても、食品ロス削減に向けた周知・啓発を行います。

数値目標

指 標 名	単 位	令和3年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
市民1人1日当たりのごみ排出量	g	1,218	871
リサイクル率(資源化率)	%	11.0	20.0

注) 令和3年度の実績値は、令和4年4月に環境省が公表した一般廃棄物処理実態調査の令和2年度の実績値。

関連する主な計画

■伊達市ごみ処理基本計画（平成28年度～令和12年度）